

徳之島世界遺産センター施設等の利用の手引き

徳之島世界遺産センター（以下「遺産センター」という。）は、徳之島の世界遺産としての価値である生物多様性や雄大な自然の魅力を伝えながら、訪れる人にとって居場所となるくつろぎの空間を目指した施設であり、多くの一般の方々が利用されます。施設等の利用の際は、次の事項を守ってください。

1. 施設の利用時間

原則として、午前9時から午後5時まで使用することができます。（休館日を除く）

2. 施設の利用申込

施設の利用申込を要する方(※)は、利用申請書に必要事項を記入の上、10日前までに徳之島世界遺産センター管理運営協議会事務局に申請書（押印不要）を提出（持参/郵送/FAX/Mail）し、許可を得てください。

（※）下記のいずれかに該当される方は、利用申請書の提出が必要です。判断に迷われる場合は、直接お電話にてお問合せください。

- ・10名以上の団体
- ・視察/研修/環境学習等で利用される方

3. 施設の利用料

利用料は無料とします。

4. 利用上の注意

（共通）

- ・利用の許可に際して、利用される団体又は個人に専用利用の権利を認めるものではありませんので、施設内における一般来訪者の利用を妨げないよう注意してください。
- ・センター内は全館禁煙、飲食禁止です。
- ・センター内の備品を館外に持ち出すことはできません。また、図書や遊具は使用后、もとの位置に戻してください。

・センター内の展示品や備品等については、大切に扱い、破損した場合や不具合が生じた場合には必ず事務局職員へ連絡をしてください。

・申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局へご連絡ください。（連絡のない変更事項につきましては対応できない場合がございます。）

・貴重品は各自責任を持って保管してください。

（イベントスペース利用について）

・利用後は清掃を行い、レイアウト等を変更した場合は必ず原状回復をしてください。

・ゴミは持ち帰ってください。

・利用に際しての、参加者の受付・誘導・管理は、申請者側で行ってください。

・利用に際しての、申請者及び参加者のトラブルを最大限事前に防止し、発生に際しては申請者の責任において対応してください。

・火気の使用はできません。

・公序良俗に反する行為、及び施設の設置目的にそぐわない行為は固く禁止します。

5. 安全管理

・特に火災の防止に留意し、非常の場合に備えて避難経路を確認してください。

・緊急事態が発生した場合は、速やかに事務室に連絡し、指示に従ってください。

6. その他

上記に違反するなどの行為が見られた場合は、利用の途中であっても利用を中止させることがありますので、事務局の指示には必ず従ってください。

【お問い合わせ先・申請書提出先】

徳之島世界遺産センター管理運営協議会 事務局
〒891-7425 鹿児島県大島郡徳之島町花徳 2206 番地
TEL：0997-84-0726
FAX：0997-84-0727
Mail：info@tokunoshima-whcc.jp

令和 年 月 日

徳之島世界遺産センター管理運営協議会会長 殿

(徳之島世界遺産センター管理運営協議会事務局長)

徳之島世界遺産センター利用申請書

徳之島世界遺産センターの施設を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、利用にあたっては、「徳之島世界遺産センター施設等の利用の手引き」を遵守します。

利用団体名 (利用責任者名)	(利用責任者氏名：)
住 所	〒
連絡先	TEL：
利用日時	令和 年 月 日() ()時()分～()時()分
利用目的	
利用人数	大人 人 子ども ・未就学児： 人 ・小学生：(学年) 人 ・中学生：(学年) 人 ・高校生：(学年) 人 計 人
館内案内	希望する ・ 希望しない
その他 (特記事項及び要望等)	

令和 年 月 日

殿

徳之島世界遺産センターの利用について、申請のとおり許可します。

徳之島世界遺産センター管理運営協議会事務局長